

様式第13 (第6条の4関係)

① 製造所  
危険物貯蔵所完成検査前検査申請書  
取扱所

年 月 日			
柏市消防局長 殿		申請者	
		住所 ② (電話 )	
		氏名	
設置者	住所	電話	
	氏名	③	
設置場所		④	
製造等の別		⑤	貯蔵所又は取扱所の区分 ⑥
設置又は変更の許可年月日及び許可番号		年 月 日 ⑦	第 号
タンク構造	形状	⑧	
	寸法	⑨ mm	容量 ⑩ ℓ
	材質記号及び板厚	⑪	
タンクの最大常用圧力		⑫ kPa	
検査の種類及び検査希望年月日		⑬	
タンクの製造者及び製造年月日		⑭	
製造所等の完成予定期日		⑮	
他法令の適用の有無	高圧ガス保安法		労働安全衛生法
その他必要な事項		⑯	
※ 受付欄		※ 経過欄	
		※ 手数料欄	
		検査年月日 検査番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 設置又は変更の許可年月日及び許可番号の欄は、完成検査前検査の申請が設置の許可に係るものにあつては設置許可年月日及び設置許可番号を、変更許可に係るものにあつては変更許可年月日及び変更許可番号を記入すること。
- 4 水張検査又は水圧検査以外の検査の申請をするときは、タンクの製造者及び製造年月日の欄は記入を必要としないこと。
- 5 製造所等を管轄する市町村長等以外の行政機関に水張検査又は水圧検査の申請をするときは、設置者の欄、設置場所の欄、設置又は変更の許可年月日及び許可番号の欄は記入を必要としないこと。
- 6 上記5の申請をするときは、タンクの構造明細図書を2部添付すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。

危規則様式第13により2部提出する。

- ① 製造所，貯蔵所，取扱所いずれか該当するものを○で囲むよう記入又は該当しないものを二重取消線で消してください。
- ② 原則として，検査を受けるタンク製造者，所有者，管理者又は占有者の住所，氏名を記入する。申請者が法人の場合は，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ③ タンクの設置者の住所，氏名を記入してください。設置者が法人の場合は，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ④ タンクを設置する場所の所在地を記入してください。
- ⑤ 設置する製造所等（製造所・貯蔵所・取扱所）を記入してください。
- ⑥ 設置する製造所等の貯蔵所又は取扱所の区分を記入してください。  
例：屋外タンク貯蔵所 等
- ⑦ 既に設置（変更）許可を受けているタンクであればその許可年月日を記入してください。
- ⑧ タンク形状を記入してください。  
例：縦置円筒型，箱型，角型 等
- ⑨ 寸法を記入してください。（原則，検査で実寸できるものを記入する。）
- ⑩ タンク容量（空間容積を引いたもの）を記入する。【根拠：危政令第5条】
- ⑪ タンクの材質記号及び板厚を記入してください。  
例：SS400，SUS304 屋根板 4.5mm，側板 4.5mm，底板 4.5mm 等
- ⑫ 最大常用圧力を記入してください。  
圧力タンクで無い場合は「0kpa」又は「常圧」と記入してください。
- ⑬ 水張検査又は水圧検査を記入し，消防の検査希望年月日を記入してください。
- ⑭ タンク製造者（法人の場合は，その名称）及びタンク製造年月日を記入してください。  
※タンク検査以外の検査の場合は記入しなくてもかまいません。
- ⑮ ⑦にて許可を受けているものの完成予定期日を記入してください。
- ⑯ 所管課から指示されている事項があれば記入する。

#### 【その他】

- ・ ③，④，⑦は申請書備考5に該当すれば記入しなくてもかまいません。
- ・ 変更許可に係る完成検査前検査は，一例として，危規則第22条の4に規定する工事以外の工事が実施されたときに行うものをいう。

## 補足事項

- ① 手続きの時期：危規則第6条の5による
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者等から代理人への委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
  - 1.危険物製造所等完成検査前検査申請書
  - 2.検査を受けようとする場所の案内図
  - 3.検査を受けようとするタンクの構造明細図書（許可行政庁が他市の場合）
- ⑦ 手続きにかかる費用：別紙，柏市手数料条例に掲げる金額  
（補足）手数料の御支払いは納付書による振込になります。納付書は申請時にお渡しします。
- ⑧ 手続き後にお渡しするもの
  - 1.申請書の副本
  - 2.タンク検査済証（正本・副本）



## 柏市手数料条例に基づく危険物製造所等に係る申請手数料一覧

単位：円

施設区分	指定数量	許可申請		完成検査申請	
		設置	変更	設置	変更
製造所	10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
	10を超え50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
一般取扱所	50を超え100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500
	100を超え200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250
	200倍を超えるもの	92,000	46,000	46,000	23,000
屋内貯蔵所	10倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	10を超え50倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	50を超え100倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
	100を超え200倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
	200倍を超えるもの	66,000	33,000	33,000	16,500
屋外タンク貯蔵所	100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	100を超え1万倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	1万倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
地下タンク貯蔵所	100倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	100倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
屋内タンク貯蔵所		26,000	13,000	13,000	6,500
簡易タンク貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
移動タンク貯蔵所	積載式以外のもの	26,000	13,000	13,000	6,500
	積載式のもの	39,000	19,500	19,500	9,750
屋外貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
給油取扱所	屋外給油取扱所	52,000	26,000	26,000	13,000
	屋内給油取扱所	66,000	33,000	33,000	16,500
販売取扱所	第1種販売取扱所	26,000	13,000	13,000	6,500
	第2種販売取扱所	33,000	16,500	16,500	8,250
申請区分		金額	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に		
仮使用承認申請		5,400	に基づき、柏市手数料条例の定めによる。		
仮貯蔵仮取扱承認申請		5,400	備考1		
水張検査	容量 1万L 以下	6,000	2百万を超えた場合は、		
	1万を超え百万L以下	11,000	15,000円+百万毎に		
	百万を超え2百万以下	15,000	4,400円を加算する。		
	2百万を超えるもの	備考1			
水圧検査	容量 600L 以下	6,000	備考2		
	600を超え1万L以下	11,000	2万を超える場合は、		
	1万を超え2万以下	15,000	15,000円+1万毎に		
	2万を超えるもの	備考2	4,400円を加算する。		
柏市火災予防条例第47条の2の規定による手数料		水張検査			6,000
		水圧検査	容量600以下		6,000
			600を超えるもの		11,000